

保育所の利用

利用できる子ども

2・3号認定を受ける子ども

手続き

- 入所申し込みと支給認定申請を同時に行います。
- 2号認定、3号認定を受けるためには、全ての保護者が次の「保育を必要とする主な事由」などに該当することが必要です。
- 入所申し込み・支給認定申請とともに、各項目に該当することを確認するための各種書類を添えて提出してください。

▶ 保育を必要とする主な事由

就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的に全ての就労の内、常に**1カ月に60時間以上**(津市が定める基準)就労していること

母親の妊娠・出産

出産前から産後2カ月程度まで

疾病・障がいなど

児童の保護者が病気にかかったり、負傷または心身に障がいがあること

病人の看護など

児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいて、保護者がいつも看護に当たっていること

就学

特定の教育施設に在学(職業訓練校等における職業訓練を含む)していること

- 保育を必要とする事由などによって「保育必要量」が認定され、最長11時間保育を利用できる「保育標準時間」と最長8時間保育を利用できる「保育短時間」の2つの区分に分かれます。

■ 保育必要量

時間区分	利用時間	(例)事由を就労とした場合
保育標準時間	最長11時間	フルタイム
保育短時間	最長8時間	パートタイム (月120時間未満程度を想定)

認定子ども園の利用

利用できる子ども

1・2・3号認定を受ける子ども

手続き

1号認定で入園希望する場合は、該当園に直接お問い合わせください。

2・3号認定で入園希望する場合は、保育所の申し込みと同様の手続きになります。

来年4月から新規利用を希望する場合

10月6日月～

支給認定申請書類、入所申し込み書類の配布
配布場所 子育て推進課、各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所

11月4日火～28日金

支給認定申請、入所申し込みの受け付け
受付場所 子育て推進課、各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所

12月上旬～中旬

入所面接 ※日時と実施場所は、入所申し込み書類提出時に窓口でお知らせします。

3月初旬

支給認定証の送付、入所可否の連絡

3月下旬

各保育所で入所説明会



在園中で引き続き利用を希望する場合

- 支給認定申請書類の提出が必要です。保育所を通じて必要な書類を配布しますので、11月4日(火)～14日(金)までに各保育所に提出してください。
- 現在入所中の保育所から別の保育所へ転園を希望する場合は、転園申請書も併せて提出してください。

